

令和 2 年度

**弘前市除排雪業務指名競争入札等
参加資格審査申請の手引き**

弘前市建設部道路維持課

1. 共同企業体申請	・・・ 4～12
(1) 除排雪業務等区分内訳	
(2) 確認事項	
(3) 記載方法	
2. 単独申請	・・・ 13～20
(1) 除排雪業務等区分内訳	
(2) 確認事項	
(3) 記載方法	
3. 位置図	・・・ 21～23
(1) 道路除雪業務	
(2) 凍結抑制剤散布業務	
(3) 雪置き場管理業務	
4. 工区編成表（除雪機械等必要台数一覧）	・・・ 24～26
(1) 道路除雪業務（一般除雪・歩道除雪）	
(2) 道路除雪業務（工区専用雪置き場）	
(3) 凍結抑制剤散布業務	
(4) 雪置き場管理業務	
5. 道路除雪共同企業体協定書（参考）	・・・ 27～28
6. 提出書類一覧表	・・・ 29～32
(1) 除排雪機械の提出書類について	
(2) 排雪運搬車両の提出書類について	
(3) 納税証明書等の提出書類について	

7. 申請様式集

申請様式（共同企業体）

- (1) 様式 1－1 令和2年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書
- (2) 様式 1－2 共同企業体名簿
- (3) 様式 1－3 道路除雪業務等実績調書（雪置き場管理業務）
- (4) 様式 2－1 道路除雪業務申請車両（作業重機）
- (5) 様式 2－2 道路除雪業務申請車両（排雪運搬車両）
- (6) 様式 2－6 凍結抑制剤散布業務申請車両
- (7) 様式 2－7 雪置き場管理業務申請車両
- (8) 様式 3－1 申請記載内容変更届
- (9) 様式 4－1 委任状

申請様式（単独）

- (1) 様式 1－1 令和2年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書
- (2) 様式 1－3 道路除雪業務等実績調書（雪置き場管理業務）
- (3) 様式 2－1 道路除雪業務申請車両（作業重機）
- (4) 様式 2－2 道路除雪業務申請車両（排雪運搬車両）
- (5) 様式 2－3 小路除排雪業務申請車両
- (6) 様式 2－4 排雪運搬車両賃貸借（中型）申請車両（直営用）
- (7) 様式 2－5 排雪運搬車両賃貸借（大型）申請車両（直営用）
- (8) 様式 2－6 凍結抑制剤散布業務申請車両
- (9) 様式 2－7 雪置き場管理業務申請車両
- (10) 様式 3－1 申請記載内容変更届

※. 本要領の表記について

弘前市除排雪業務（略：除排雪業務）とは、下記業務（5業務）の総称です。

- ・道路除雪業務（一般除雪・歩道除雪・拡幅除雪・追従除雪・運搬排雪・作業指示工種等）
- ・小路除排雪業務
- ・排雪運搬車両賃貸借（中型・大型）
- ・凍結抑制剤散布業務
- ・雪置き場管理業務（悪戸雪置き場・樋の口町雪置き場・堀越雪置き場）

弘前市は、道路除雪業務、小路除雪業務、排雪運搬車両賃貸借(中型・大型)、凍結抑制剤散布業務、雪置き場管理業務についての申請を受け付けます。業務内容については、弘前市ホームページの「令和元年度弘前市除雪計画」(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/josetsu/keikaku.html>)を確認して下さい。※業務内容について、変更になる部分もあります。

(1) 提出期間 令和2年9月3日(木)～令和2年9月28日(月)

受付時間 9:00～16:00

土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※提出期限後は受付いたしません。

(2) 申請資格 本指名競争入札に申請できる者は、「弘前市条件付き一般競争入札実施要領」

第4条及び「平成31・32年度弘前市指名競争(一般競争)入札参加資格審査の手引き」の内容を基本としながら、下記に掲げる事項を満たさなければなりません。

1) 弘前市に所在地を置いていること。

2) 以下の①～④要件のいずれかに該当する者は、申請者となることはできません。

①弘前市競争入札参加資格名簿に登録されている場合、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けている者。

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者。

④申請日時点において、市税及び国税に未納がある者。

3) 共同企業体の場合は、代表者及び構成員がそれぞれ上記1)及び2)の要件を満たしていること。

(3) 提出先 ☎ 036-8279

青森県弘前市大字茜町二丁目5番地1

弘前市建設部道路維持課事業係

電話: 0172-32-8555

(4) 書類有効期限 提出日より令和3年3月31日まで

(5) 提出書類 提出書類一覧表を参照してください。

①令和2年度弘前市除排雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書

②申請車両の自動車検査証及び自動車保険証

③納税証明書(国税) 国税の未納のない証明

法人：法人税と消費税及び地方消費税

個人：申告所得税と消費税及び地方消費税

④納税証明書(市税) 市税の平成30・令和元年分

法人：法人市民税と固定資産税

個人：市県民税と固定資産税

⑤財務諸表類 法人：経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知

書の写し又は、直近2期分の貸借対象表と損益計算書の写し

個人：平成30・令和元年度の確定申告書、青色申告決算書又は、収支内訳書の写し

⑥登記簿謄本 法人：登記簿謄本又は、履歴(現在)事項全部証明書

個人：令和元年度営業証明書

※1) 共同企業体の場合は、代表者及び構成員全員分提出してください。

※2) 令和2年度弘前市競争入札参加名簿に登録されている場合は、上記③～⑥の提出を省略できます。

※3) 地域維持型道路管理業務共同企業体についても同様となります。

(6) 申請時の注意点 共同企業体及び単独の道路除雪業務申請において、令和2年度地域維持型道路管理業務(1工区)・(2工区)の受注者が、除雪7工区及び17工区の道路除雪業務を実施することから、希望工区として選ぶことができませんのでご注意下さい。

(7) 提出後の変更 申請書提出後、申請書及び添付書類等の内容に変更があったときは必ずその都度、申請記載内容変更届(様式3-1)を提出してください。

注意事項

- 1) 文字は楷書ではっきりと書いてください。
- 2) 所定の記入欄に記入しきれない場合は、適宜別紙を添付してください。申請書及び添付書類に不備がある場合は、受付できませんから注意してください。
- 3) 弘前市で実施の道路除雪業務における成績評定点について、前年度50点未満となった構成員については道路除雪業務の申請を受け付けないことします。
ただし、複数工区の構成員となっている場合、50点未満の除雪工区について受け付けませんが、その他の除雪工区において同一構成員が50点以上となっている場合は参加を受け付けることとします。
また、代表者においても前年度50点未満であった場合は、すべての除雪工区の代表者としての申請を受けないこととします。ただし、構成員としての参加は受け付けることとします。
- 4) 協定書の作成にあたっては、企業体内での協議をもとに業務内容や受注内訳などの必要な事項を定めて、業務執行上の透明性や信頼性が確保できるように留意してください。
- 5) 雪置き場管理業務における確認事項として、道路除雪業務の履行実績を求めておりますが、道路除雪業務における一般除雪を含む全ての作業（歩道除雪・運搬排雪作業など）に対して履行実績として認めます。
- 6) データによる提出のお願い。（CD、E-mail等）
【共同企業体申請】提出書類一覧を参照してください。
【単独申請】提出書類一覧を参照してください。
道路維持課 E-mail : douro_iji@city.hirosaki.lg.jp

1. 共同企業体申請

(1) 除排雪業務等区分内訳

1) 道路除雪業務について

- ① 一般除雪と歩道除雪に使用する除雪機械については、国、県又は他市町村の除排雪業務に使用してはならない。但し、申請を受け付けた除雪機械については、条件により重複を認めることができる。
- ② 大型特殊車両を運転するオペレーターは、大型特殊免許証を保持し、車両系建設機械運転技能講習を終了していること。

2) 一般除雪について (必要台数は工区編成表<P24>を参照)

- ① 主要幹線道路・幹線道路の一般除雪については、3.1m以上の除雪グレーダ又は11t級以上の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
- ② 準幹線道路・生活道路の一般除雪については、5t～8t級の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
※ただし、5t級については補助機械とし、8t級での除雪が可能な路線について使用しないこと。
- ③ 除雪19工区の除雪機械については大型ロータリ除雪車(130PS以上かつ最大除雪幅220cm以上)1台以上及び8t級以上の除雪ドーザ1台以上確保できること。
- ④ 気象条件及び路面状況等により、雪道巡回を実施し出動判断ができること。
- ⑤ 除雪6工区及び除雪9工区については、使用路線を指定し市所有の除雪グレーダを貸出すること。

3) 歩道除雪について (必要台数は工区編成表<P24>を参照)

- ① 小型ロータリ除雪車(80PS以上かつ最大除雪幅220cm未満)を必要台数分確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪機(クローラ・ハンド・ガット型10PS級以上)を必要台数分確保できること。

4) 拡幅除雪・追従除雪について

- ① 大型ロータリ除雪車（130PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm以上）を 1台以上確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪車（80PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm未満）を 1台以上確保できること。
- ③ 8 t 級以上の除雪ドーザまたは 3.1m以上の除雪グレーダを確保できること。
- ④ 除雪 1・9 工区は大型ロータリ除雪車（130PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm以上）を 1台以上確保できること。

5) 運搬排雪について（必要台数は工区編成表<P24>を参照）

- ① 全工区について、中型ダンプトラック（積載重量 4 t 積み）を必要台数以上確保できること。
- ② 除雪 1・9 工区を除き、大型ダンプトラック（積載重量 10 t 積み）を必要台数以上確保できること。

6) 作業指示工種（交差点排雪・雪山処理）について

- ① バックホウ 0.28 m³（ホイール式）、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級のいずれか 1台以上確保できること。又、全て確保できる工区については全て申請すること。

7) 工区専用雪置き場管理（除雪 4・5・6・7・11・12・13 工区）について

- ① 本申請において、工区専用雪置き場管理用に使用する除雪機械の申請は不要とするが、使用時は、工区編成表を参照し適正な管理体制を整えること。

8) 道路除雪業務で実施する小路除排雪作業（除雪 2・7・8 工区）について

- ① バックホウ 0.28 m³（ホイール式）、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級及び、運搬に必要な中型ダンプトラック（積載重量 4 t 積み）を確保できること。又、小型ダンプトラック（積載重量 2t 積み）を確保できること。
- ② 作業内容によっては小型ショベル（小型特殊機械）、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機については使用を認めるが、あくまでも補助機械として取り扱うため、小型ショベル、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機のそれぞれの申請は不要とする。

9) 凍結抑制剤散布業務について (必要台数は工区編成表<P26>を参照)

- ① 自走式凍結抑制剤散布車又は、車載式凍結抑制剤散布機（搭載車両含む。）を必要台数分確保できること。（両車両とも乾式散布方式とする）
- ② 業務終了後凍結抑制剤搬出の為、クレーン装置付きトラック（4t 積み）を郊外・市街地でそれぞれ 1 台以上確保できること。
- ③ 気象条件及び路面状況等により、雪道巡回を実施し出動及び散布判断ができること。

10) 雪置き場管理業務（堀越、悪戸、樋の口町）について (必要台数は工区編成表<P26>を参照)

- ① 11t 級の除雪ドーザ、16t 級以上のブルドーザ、バックホウ 0.80 m³、小型ダンプ（積載重量 2t 積み）等の機械を必要台数分確保できること。

11) 企業体の代表について

- ① 共同企業体の代表者は、責任をもって業務を統括すること。

(2) 確 認 事 項

1) 契約について

- | | |
|-------------|--|
| ① 道路除雪業務 | 共同企業体の代表者は、他企業体の代表者を兼ねる事ができない。
同一企業体は複数工区の契約はできない。
構成員としての制限はない。 |
| ② 凍結抑制剤散布業務 | 契約する工区に制限はない。 |
| ③ 雪置き場管理業務 | 契約する工区に制限はない。 |

2) 除排雪業務の申請車両について

- ① 希望する工区の除雪機械必要台数（一般除雪・歩道除雪）を確保すること。
- ② **除排雪業務**に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証（写し）及び自動車保険書(写)を添付すること。
- ③ **除排雪業務**に使用する全ての車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ④ 契約相手方に決定したときは、その決定の日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件（対人無制限、対物1,000万円以上、※小型ロータリ除雪機（ハンドガイド式）については、対人1億円以上、対物1,000万円以上）の任意保険に加入をすること。又、速やかに提出すること。

3) 道路除雪業務の申請車両区分について

- ① 幹線道路（主要幹線道路・幹線道路）と一般道路（準幹線道路・生活道路）を同一機械で除雪してはならない。但し、ブレード幅3.1m以上の除雪グレーダ又は、11t級以上の除雪ドーザを一般道路（準幹線道路・生活道路）に使用できる。
- ② サイドシャッター装置付きプラウを装着した除雪ドーザを使用する場合は、道路除雪業務申請車両（様式2-1）の諸元欄へサイドシャッターと記載してください。
- ③ 幹線歩道と一般歩道を同一機械で除雪してはならない。

4) 申請車両（道路除雪業務）の重複について

- ① 一般除雪で使用する除雪グレーダ及び除雪ドーザは、他工区と重複してはならない。
- ② 歩道除雪で使用する小型ロータリ除雪車及び小型ロータリ除雪機は、歩道除雪において他工区と重複してはならない。

5) 申請車両の同一工区の重複使用について

- ① 除雪機械は、同一工区の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
- (1)除雪グレーダ及び除雪ドーザは、一般除雪・拡幅除雪・運搬排雪・交差点排雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。但し、一般除雪を最優先とする。
- (2)小型ロータリ除雪車は、歩道除雪・拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。但し、歩道除雪を最優先とする。
- (3)大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。
- (4)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用するタイヤショベル8t級又は、タイヤショベル5t級は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。
- (5)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用する排雪運搬車両は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。

6) 申請車両の他工区との重複使用について

- ① 除雪機械は、他工区内の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
- (1)自工区の歩道除雪に使用する小型ロータリ除雪車は、他工区の歩道除雪に使用することを認めないが、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。但し、自工区の歩道除雪を最優先とする。
- (2)大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。

7) 排雪運搬車両について

- ① 排雪運搬車両は、大型、中型、小型とも有償運送許可車で補助枠付排雪運搬車であること。

8) 構成員について

- ① 除雪機械（除雪グレーダ・除雪ドーザ・大型ロータリ除雪車・小型ロータリ除雪車・小型ロータリ除雪機・バッホウ・タイヤショベル）を所有し、または借り受けて申請、使用するものは構成員となること。
- ② 排雪運搬車両（大型、中型、小型）を所有し、または借り受けて申請、使用するものは構成員でなくても良い。

9) 凍結抑制剤散布業務について

- ① 凍結抑制剤散布業務で申請する、散布車両は、他工区及び、他地区と重複できない。

10) 雪置き場管理業務について

- ① 雪置き場管理業務へ申請する共同企業体の代表者は、令和2年度の弘前市指名競争入札参加資名簿において「土木工事一式」に登録されていること。
- ② 代表及び全ての構成員は、過去10年以内に道路除雪業務（一般除雪・歩道除雪・拡幅除雪・追従除雪・運搬排雪・雪山排雪・交差点排雪等）及び小路除雪業務の履行実績があること。
又は、過去10年以内に雪置き場管理業務の履行実績があること。
- ③ 雪置き場管理業務についての使用機械は、他業務と重複できない。

11) 市所有の除雪機械の貸し出しについて

- ① 除雪6工区及び、除雪9工区について、市所有の除雪グレーダを各々1台一般除雪路線を指定し、貸付けることとする。但し、指定路線以外にも一般除雪作業において使用したい場合は、市と協議すること。又、自工区内においては、運搬排雪及び拡幅除雪に使用できることとする。
- ② 貸出し除雪機械については、借用時に使用及び管理等に必要事項を示すこととする。

12) 業務責任者について

- ① 道路除雪業務及び凍結抑制剤散布業務については、公共工事における主任技術者に相当する業務責任者を必ず置き、作業現場に出動できること。
- ② 雪置き場管理業務については、2級以上の土木施工管理技士、もしくは2級以上の建設機械施工技士の資格を所有した者を業務責任者として常駐させること。又、管理地から離れる際には必ず連絡がとれる体制を図り、必ず作業現場に出動できること。
- ③ 各業務における業務責任者は携帯電話を必携し、携帯電話のメールでも連絡が取れるようにすること。
- ④ 業務責任者は、道路除雪業務・凍結抑制剤散布業務及び、雪置き場管理業務の兼務はできない。

1 3) その他

- ① 参加資格審査時において、自動車保険証(写し)を未提出の場合、受注後速やかに自動車保険証(写し)を提出すること。
- ② 拡幅除雪、運搬排雪、追従除雪に使用するロータリ除雪車については業務報告書提出の際にチヤート紙の原本を添付すること。

(3) 記載方法

1) 令和2年度弘前市除雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書 (様式1-1:共同企業体申請)

- ① 共同企業体名には結成した共同企業体の名称を記入してください。
 - ② 代表者所在地欄には代表会社の郵便番号及び所在地を記入してください。
 - ③ 商号又は名称欄には代表会社について(支店・営業所がつく場合は全て)記入してください。
 - ④ 代表者氏名については代表会社についての代表者の役職及び氏名を、代表者が複数いる場合は当該契約における代表者を1名選出し、記入の上、当該契約に使用する印鑑(委任状に押印しているもの)を押印してください。
 - ⑤ 共同企業体の名簿を添付してください。(様式1-2)
 - ⑥ TEL及びFAX欄は代表会社の連絡の取れる番号を記入してください。
 - ⑦ 事務担当者氏名欄には除雪責任者等の現場担当者ではなく、当該申請の内容を把握している者の氏名を記入してください。
 - ⑧ 携帯電話番号欄には事務担当者の携帯電話番号を記入してください。
 - ⑨ 申請したい除雪業務区分欄の数字の部分に○を付けて必要事項を記入してください。
 - ⑩ 雪置き場管理業務の申請については、道路除排雪業務等実績調書を添付してください。
- (様式1-3)

2) 道路除雪業務申請車両 (様式2-1・2-2)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 使用区分欄には除雪業務使用区分を記入してください。
- ③ 機械種別には使用機械を記入してください。
- ④ 会社名型式は、自動車検査証を参考に記入してください。
- ⑤ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

3) 凍結抑制剤散布業務申請車両 (様式2-6)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別欄には「自走式」もしくは「車載式」と記入してください。
- ③ 敷設剤送出方式欄には「自然流下式」もしくは「ベルトコンベア式」と記入してください。
- ④ 「車載式」については、搭載車両も申請してください。
- ⑤ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

4) 雪置き場管理業務申請車両 (様式2-7)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別には使用機械を記入してください。
- ③ 会社名型式は、自動車検査証を参考に記入してください。
- ④ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

5) 申請記載内容変更届 (様式3-1)

- ① 共同企業体名、所在地、商号又は名称、代表者氏名欄には必要事項を記入してください。
- ② 下記記入欄に必要事項を記載してください。
- ③ 書類作成については構成員単位で記入してください。

6) 委任状 (様式4-1)

- ① 共同企業体の名称を記入してください。
- ② 代表者を最上段にし、各構成員全員の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し社印を押印してください。
- ③ 受任者欄には代表者（幹事会社）の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。
- ④ 受任者印鑑欄には入札等で使用する受任者の印鑑を押印してください。

7) 別添、申請様集記入例を参照すること。

2. 単独申請

(1) 除排雪業務等区分内訳

1) 道路除雪業務について

- ① 一般除雪と歩道除雪に使用する除雪機械については、国、県又は他市町村の除排雪業務に使用してはならない。但し、申請を受け付けた除雪機械については、条件により重複を認めることができる。
- ② 大型特殊車両を運転するオペレーターは、大型特殊免許証を保持し、車両系建設機械運転技能講習を終了していること。

2) 一般除雪について (必要台数は工区編成表<P24>を参照)

- ① 主要幹線道路・幹線道路の一般除雪については、3.1m以上の除雪グレーダ又は11t級以上の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
- ② 準幹線道路・生活道路の一般除雪については、5t～8t級の除雪ドーザを必要台数分確保できること。
- ③ 除雪1～9工区の除雪機械については大型ロータリ除雪車(130PS以上かつ最大除雪幅220cm以上)1台以上及び8t級以上の除雪ドーザ1台以上確保できること。
※ただし、5t級については補助機械とし、8t級での除雪が可能な路線について使用しないこと。
- ④ 気象条件及び路面状況等により、雪道巡回を実施し出動判断ができること。
- ⑤ 除雪6工区及び除雪9工区については、使用路線を指定し市所有の除雪グレーダを貸出すること。

3) 歩道除雪について (必要台数は工区編成表<P24>を参照)

- ① 小型ロータリ除雪車(80PS以上かつ最大除雪幅220cm未満)を必要台数分確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪機(クローラ・ハンド・ガット型10PS級以上)を必要台数分確保できること。

4) 拡幅除雪・追従除雪について

- ① 大型ロータリ除雪車（130PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm以上）を 1台以上確保できること。
- ② 小型ロータリ除雪車（80PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm未満）を 1台以上確保できること。
- ③ 8 t 級以上の除雪ドーザまたは 3.1m以上の除雪グレーダを確保できること。
- ④ 除雪 1・9 工区は大型ロータリ除雪車（130PS 以上かつ最大除雪幅 220 cm以上）を 1台以上確保できること。

5) 運搬排雪について（必要台数は工区編成表<P24>を参照）

- ① 全工区について、中型ダンプトラック（積載重量 4 t 積み）を必要台数以上確保できること。
- ② 除雪 1・9 工区を除き、大型ダンプトラック（積載重量 10 t 積み）を必要台数以上確保できること。

6) 作業指示工種（交差点排雪・雪山処理）について

- ① バックホウ 0.28 m³（ホイール式）、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級のいずれか 1台以上確保できること。又、全て確保できる工区については全て申請すること。

7) 工区専用雪置き場管理（除雪 4・5・6・7・11・12・13 工区）について

- ① 本申請において、工区専用雪置き場管理用に使用する除雪機械の申請は不要とするが、使用時は、工区編成表を参照し適正な管理体制を整えること。

8) 道路除雪業務で実施する小路除排雪作業（除雪 2・7・8 工区）について

- ① バックホウ 0.28 m³（ホイール式）、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級及び、運搬に必要な中型ダンプトラック（積載重量 4 t 積み）を確保できること。又、小型ダンプトラック（積載重量 2t 積み）を確保できること。
- ② 作業内容によっては小型ショベル（小型特殊機械）、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機については使用を認めるが、あくまでも補助機械として取り扱うため、小型ショベル、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機それぞれの申請は不要とする。

9) 凍結抑制剤散布業務について (必要台数は工区編成表<P26>を参照)

- ① 自走式凍結抑制剤散布車または車載式凍結抑制剤散布機(搭載車両含む。)を必要台数分確保できること。(両車両とも乾式のみ)
- ② 業務終了後凍結抑制剤搬出の為、クレーン装置付きトラック(4t 積み)を郊外・市街地でそれぞれ1台以上確保できること。
- ③ 気象条件及び路面状況等により、雪道巡回を実施し出動及び散布判断ができること。

10) 雪置き場管理業務 (堀越、悪戸、樋の口町) について (必要台数は工区編成表<P26>を参照)

- ① 11t 級の除雪ドーザ、16t 級以上のブルドーザ、バックホウ 0.80 m³、小型ダンプ (積載重量 2t 積み) 等の機械を必要台数分確保できること。

11) 小路除排雪業務について

- ① バックホウ 0.28 m³ (ホール式)、タイヤショベル 8t 級、タイヤショベル 5t 級及び、運搬に必要な中型ダンプトラック (積載重量 4t 積み)、小型ダンプトラック(積載重量 2t 積み)を合計 5台以上確保できること。
- ② 作業内容によっては小型ショベル (小型特殊機械)、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機については使用を認めるが、あくまでも補助機械として取り扱うため、小型ショベル、バックホウ 0.10 m³、小型ロータリ除雪機それぞれの申請は不要とする。

12) 排雪運搬車両賃貸借 (中型: 積載重量 4t 積み) について

- ① 中型ダンプトラックを確保していること。
- ② **自動車検査証において、使用者の住所が弘前市内であること。**

13) 排雪運搬車両賃貸借 (大型: 積載重量 10t 積み) について

- ① 大型ダンプトラック (緑ナンバーに限る) を確保していること。
- ② **自動車検査証において、使用者の住所が弘前市内であること。**

(2) 確 認 事 項

1) 契約について

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 道路除雪業務 | 複数工区の契約はできないものとする。 |
| ② 凍結抑制剤散布業務 | 契約する工区に制限はない。 |
| ③ 雪置き場管理業務 | 契約する工区に制限はない。 |
| ④ 排雪運搬車賃貸借 | 契約者間での運搬車両の重複はできない。 |
| ⑤ 小路除排雪業務 | 契約者間での運搬車両の重複はできない。 |

2) 除排雪業務の申請車両について

- ① 希望する工区の除雪機械必要台数（一般除雪・歩道除雪）を確保すること。
- ② **除排雪業務**に使用する全ての車両について、参加資格申請時に自動車検査証（写し）及び自動車保険書(写)を添付すること。
- ③ **除排雪業務**に使用する全ての車両について、参加資格申請時に車両の写真を添付すること。
- ④ 契約相手方に決定したときは、その決定の日の翌日から起算して7日までに市で指示した条件（対人無制限、対物1,000万円以上、※小型ロータリ除雪機（ハンドガイド式）については、対人1億円以上、対物1,000万円以上）の任意保険に加入をすること。又、速やかに提出すること。

3) 道路除雪業務の申請車両区分について

- ① 幹線道路（主要幹線道路・幹線道路）と一般道路（準幹線道路・生活道路）を同一機械で除雪してはならない。但し、3.1m以上の除雪グレーダ又は11t級以上の除雪ドーザを一般道路（準幹線道路・生活道路）に使用できる。
- ② サイドシャッター装置付きプラウを装着した除雪ドーザを使用する場合は、道路除雪業務申請車両（様式2-1）の諸元欄へサイドシャッターと記載してください。
- ③ 幹線歩道と一般歩道を同一機械で除雪してはならない。

4) 申請車両（道路除雪業務）の重複について

- ① 一般除雪で使用する除雪グレーダ及び除雪ドーザは、他工区と重複してはならない。
- ② 歩道除雪で使用する小型ロータリ除雪車及び小型ロータリ除雪機は、歩道除雪において他工区と重複してはならない。

5) 申請車両の同一工区の重複使用について

- ① 除雪機械は、同一工区の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
 - (1)除雪グレーダ及び除雪ドーザは、一般除雪・拡幅除雪・運搬排雪・交差点排雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。但し、一般除雪を最優先とする。
 - (2)小型ロータリ除雪車は、歩道除雪・拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。但し、歩道除雪を最優先とする。
 - (3)大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪及び工区専用雪置き場管理と重複できる。
 - (4)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用するタイヤショベル8t級又は、タイヤショベル5t級は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。
 - (5)除雪2・7・8工区の小路除排雪に使用する排雪運搬車両は、運搬排雪・交差点排雪・雪山処理と重複できる。

6) 申請車両の他工区との重複使用について

- ① 除雪機械は、他工区内の下記工種に使用する場合において、重複できることとする。
 - (1)自工区の歩道除雪に使用する小型ロータリ除雪車は、他工区の歩道除雪に使用することを認めないが、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。但し、自工区の歩道除雪を最優先とする。
 - (2)大型ロータリ除雪車は、拡幅除雪・運搬排雪・追従除雪と重複できる。

7) 排雪運搬車両について

- ① 排雪運搬車両は、大型、中型、小型とも有償運送許可車で補助枠付排雪運搬車であること。
- ② 排雪運搬車賃貸借の申請車両は、他業務（道路除雪業務・小路除排雪業務）と重複できる。

8) 小路除排雪業務について

- ① 小路除排雪業務において、排雪運搬車は有償運送許可車で、補助枠付排雪運搬車であること。
- ② 小路除排雪業務で申請する排雪運搬車両は、他業務（道路除雪業務・排雪運搬車賃貸借）と重複できる。

9) 凍結抑制剤散布業務について

- ① 凍結抑制剤散布業務で申請する、散布車両は、他工区及び、他地区と重複できない。

1 0) 雪置き場管理業務について

- ① 雪置き場管理業務へ申請する共同企業体の代表者は、令和2年度の弘前市指名競争入札参加資名簿において「土木工事一式」に登録されていること。
- ② 申請者は、過去10年以内に道路除雪業務（一般除雪・歩道除雪・拡幅除雪・追従除雪・運搬排雪・雪山排雪・交差点排雪等）及び小路除排雪業務の履行実績があること。又は、過去10年以内に雪置き場管理業務の履行実績があること。
- ③ 雪置き場管理業務についての使用機械は、他業務と重複できない。

1 1) 市所有の除雪機械の貸し出しについて

- ① 除雪6工区及び、除雪9工区について、市所有の除雪グレーダを各々1台一般除雪路線を指定し、貸付けることとする。但し、指定路線以外にも一般除雪作業において使用したい場合は、市と協議すること。又、自工区内においては、運搬排雪及び拡幅除雪に使用できることとする。
- ② 貸出し除雪機械については、借用時に使用及び管理等に必要事項を示すこととする。

1 2) 業務責任者について

- ① 道路除雪業務及び凍結抑制剤散布業務については、公共工事における主任技術者に相当する業務責任者を必ず置き、作業現場に出動できること。
- ② 雪置き場管理業務については、2級以上の土木施工管理技士、もしくは2級以上の建設機械施工技士の資格を所有した者を業務責任者として常駐させること。又、管理地から離れる際には必ず連絡がとれる体制を図り、必ず作業現場に出動できること。
- ③ 各業務における業務責任者は携帯電話を必携し、携帯電話のメールでも連絡が取れるようにすること。
- ④ 業務責任者は、道路除雪業務・凍結抑制剤散布業務及び、雪置き場管理業務の兼務はできない。

1 3) その他

- ① 参加資格審査時において、自動車保険証(写し)を未提出の場合、受注後速やかに自動車保険証(写し)を提出すること。
- ② 拡幅除雪、運搬排雪、追従除雪に使用するロータリ除雪車については業務報告書提出の際にチヤート紙の原本を添付すること。
- ③ 弘前市直営作業で使用する運搬排雪車両については、弘前市内の車両を優先的に使用すること。

(3) 記載方法

1) 令和2年度弘前市除雪業務指名競争入札等参加資格審査申請書 (様式1-1:単独申請)

- ① 所在地欄には郵便番号及び所在地を記入してください。
- ② 代表者所在地欄には代表会社の郵便番号及び所在地を記入してください。
- ③ 商号又は名称欄には代表会社について(支店・営業所がつく場合は全て)記入してください。
- ④ 代表者氏名については代表会社についての代表者の役職及び氏名を、代表者が複数いる場合は当該契約における代表者を1名選出し、記入の上、当該契約に使用する印鑑(委任状に押印しているもの)を押印してください。
- ⑤ TEL及びFAX欄は代表会社の連絡の取れる番号を記入してください。
- ⑥ 事務担当者氏名欄には除雪責任者等の現場担当者ではなく、当該申請の内容を把握している者の氏名を記入してください。
- ⑦ 携帯電話番号欄には事務担当者の携帯電話番号を記入してください。
- ⑧ 申請したい除雪業務区分欄の数字の部分に○を付けて必要事項を記入してください。
- ⑨ 雪置き場管理業務の申請については、道路除雪業務等実績調書を添付してください。

(様式1-3)

2) 道路除雪業務申請車両 (様式2-1・2-2)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 使用区分欄には除雪業務使用区分を記入してください。
- ③ 機械種別には使用機械を記入してください。
- ④ 会社名型式は、自動車検査証を参考に記入してください。
- ⑤ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

3) 小路除排雪業務申請車両 (様式2-3)

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別には使用機械を記入してください。
- ③ 会社名型式は、車検証を参考に記入してください。
- ④ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

4) 排雪運搬車両賃貸借（中型）申請車両（直営用）（様式2-4）

- ① 上記車両は、小路除排雪業務申請車両と共に用できます。
- ② 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

5) 排雪運搬車両賃貸借（大型）申請車両（直営用）（様式2-5）

- ① 上記車両は、小路除排雪業務申請車両と共に用できます。
- ② 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

6) 凍結抑制剤散布業務申請車両（様式2-6）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別欄には「自走式」もしくは「車載式」と記入してください。
- ③ 敷設剤送出方式欄には「自然流下式」もしくは「ベルトコンベア式」と記入してください。
- ④ 「車載式」については、搭載車両も申請してください。
- ⑤ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

7) 雪置き場管理業務申請車両（様式2-7）

- ① 番号欄は1からの連続した数字を使用台数分記入してください。
- ② 機械種別には使用機械を記入してください。
- ③ 会社名型式は、自動車検査証を参考に記入してください。
- ④ 車両番号欄には自動車登録番号標を記入してください。

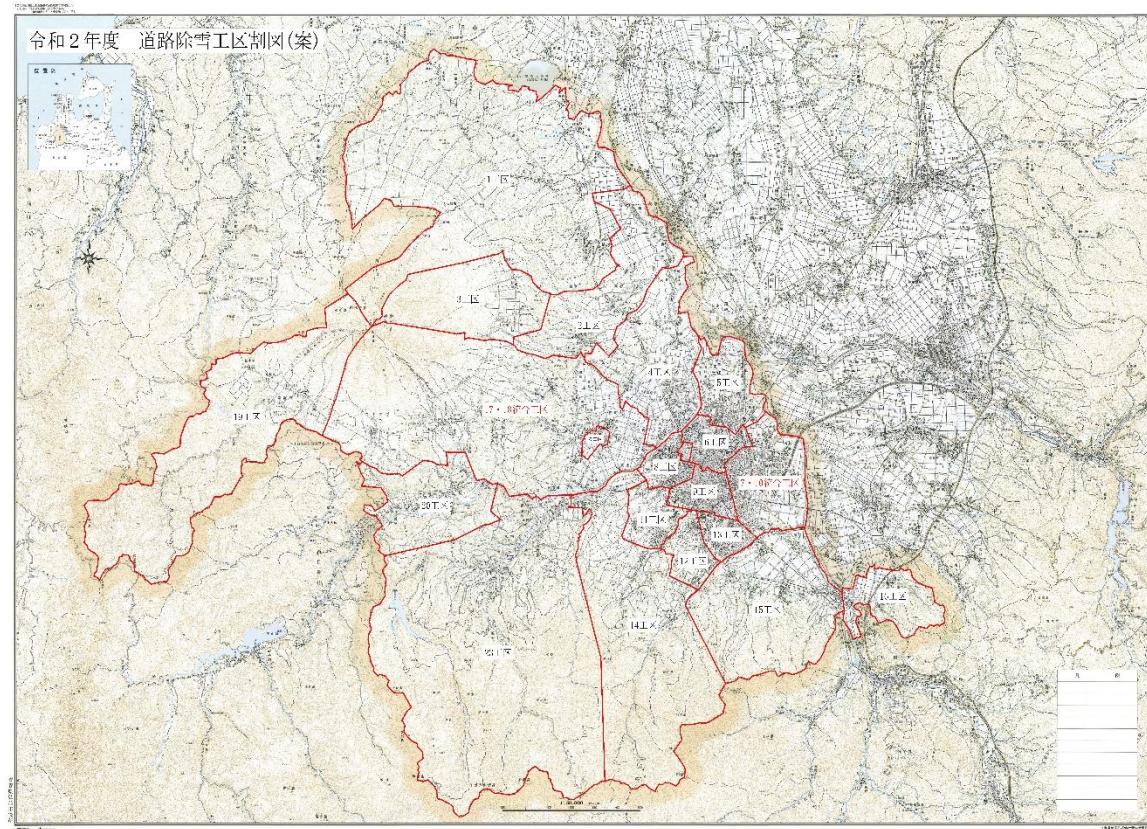
8) 申請記載内容変更届（様式3-1）

- ① 下記記入欄に必要事項を記載してください。
- ② 書類作成については構成員単位で記入してください。

7) 別添、申請様集記入例を参照すること。

3. 位置図

(1) 道路除雪業務



※1 除雪体制

- ・委託 18 工区及び直営 2 工区とする。

※2 除雪工区の統合

- ・昨年までの除雪 7 工区と除雪 10 工区を統合し、今年度から除雪 7 工区とする。
- ・昨年までの除雪 17 工区と除雪 18 工区を統合し、今年度から除雪 17 工区とする。

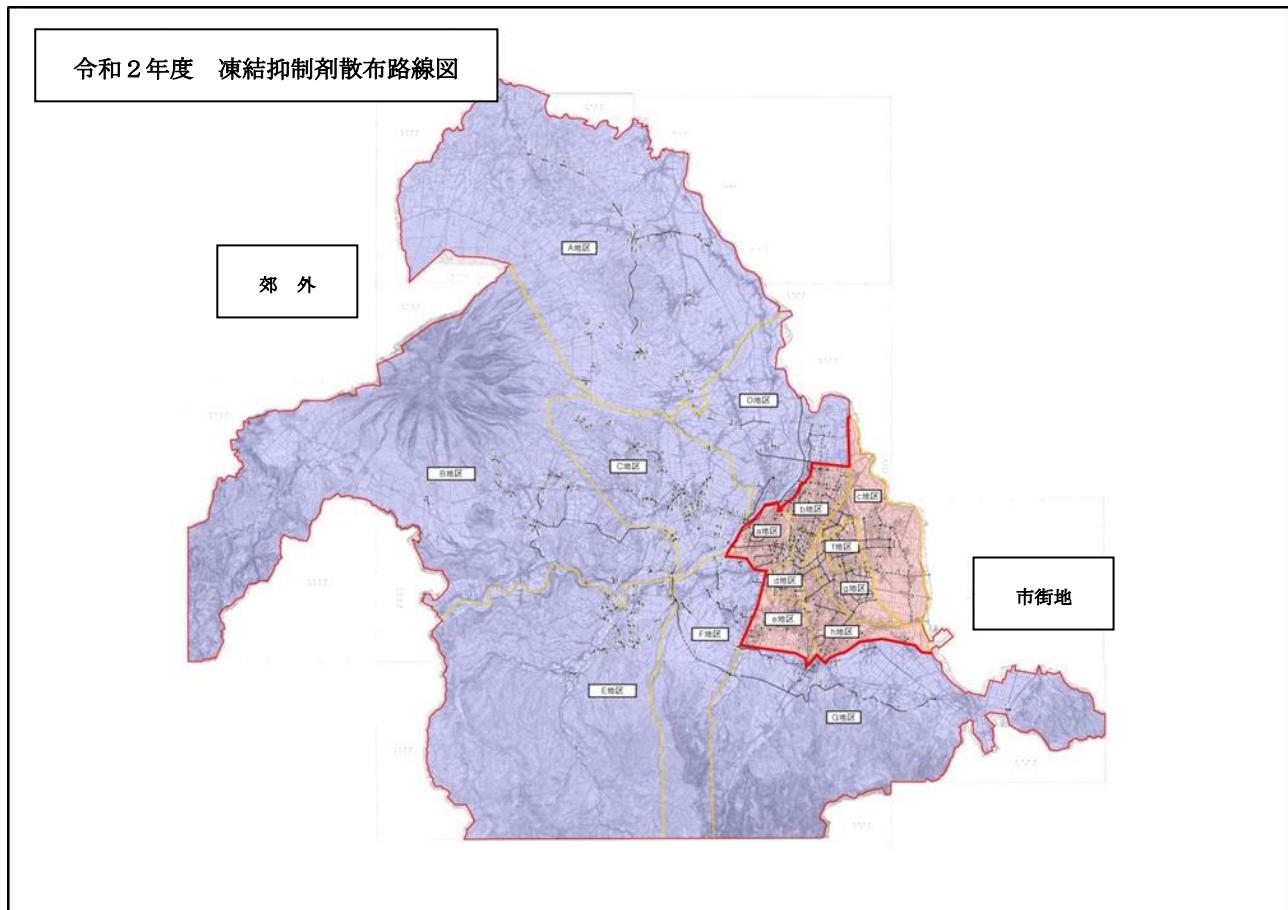
※3 地域除雪窓口(4箇所)

- ・地域維持型道路除雪 1 工区（除雪 7 工区）に設置する。
- ・地域維持型道路除雪 2 工区（除雪 17 工区）に設置する。
- ・除雪 1 工区・除雪 2 工区を対象とする、地域除雪窓口を設置する。
- ・除雪 5 工区・除雪 6 工区に対象とする、地域除雪窓口を設置する。

※4 市所有除雪機械貸し出し

- ・除雪 6 工区(4.0m 級)及び除雪 9 工区(3.7m 級)については、路線を指定し市所有の除雪グレーダを貸出すこととする。

(2) 凍結抑制剤散布業務

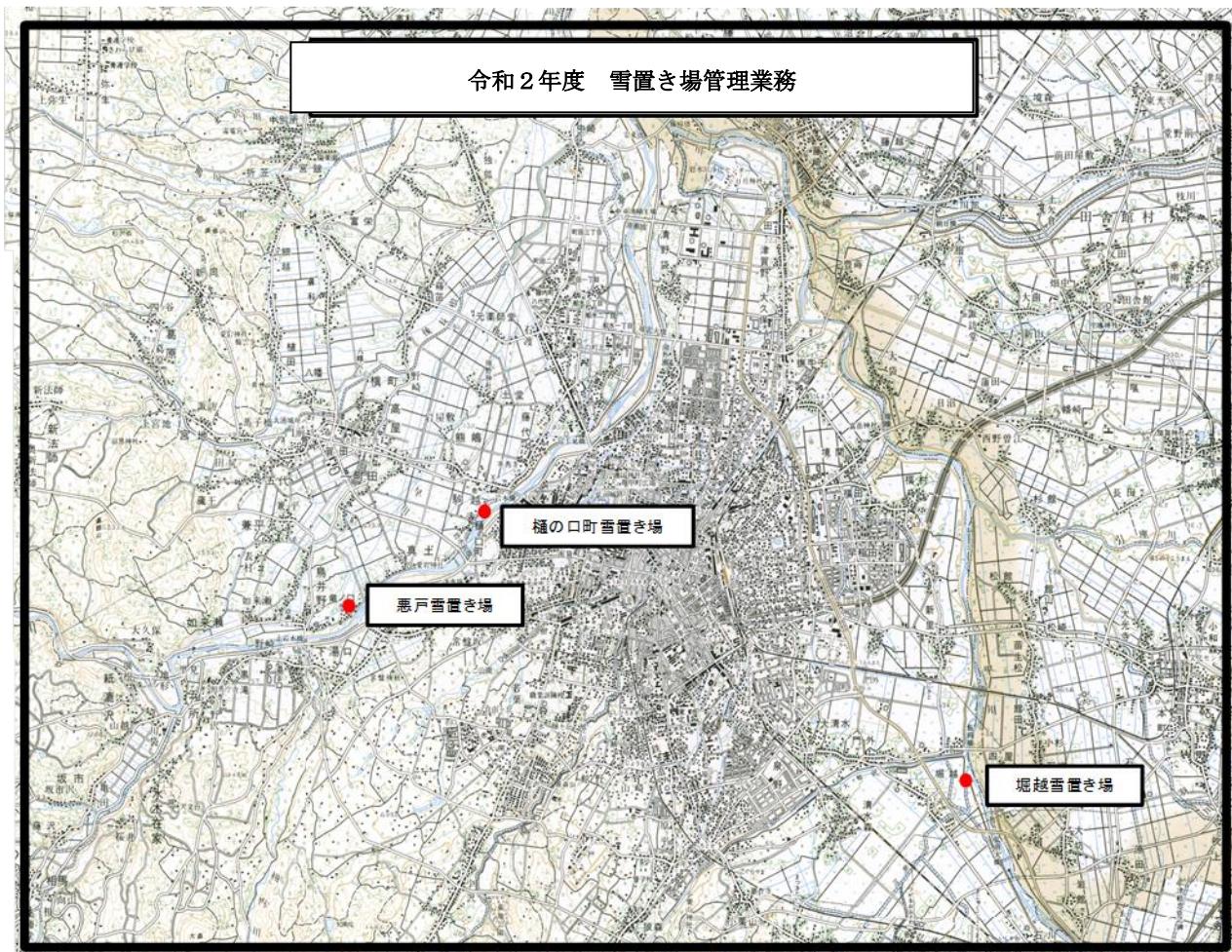


※1 令和2年度は、郊外(A地区～G地区：7地区)及び、市街地(a地区～h地区：8地区)で凍結抑制剤散布業務を実施する。

※2 凍結抑制剤収納箱の散布材の袋詰め、収納箱内への補充を実施する。

(旧弘前市箇所 134 箇所・旧岩木町 15 箇所・旧相馬村 9 箇所)

(3) 雪置き場管理業務



※1 令和2年度は、悪戸雪置き場・桶の口町雪置き場・堀越雪置き場の3箇所で業務を実施する。

4. 工区編成表(除雪機械等必要台数一覧)

(1) 道路除雪業務(一般除雪・歩道除雪)

各工区の必要台数は、令和元年度の実績より台数を設定しています。

①除雪機械必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません。

令和2年度 除雪機械必要台数一覧表(道路除雪業務)

令和2年度除雪工区		一般除雪						歩道除雪						運搬排雪	
		①主要幹線・幹線		②準幹線・生活道路		工区計		歩道除雪(小型ロータリ)		歩道除雪(ヘッドガバット)		工区計		中型DT	大型DT
		延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	延長(km)	必要台数	必要台数	必要台数
1	十腰内～大森～鬼沢	23.31	3	57.44	8	80.75	11							10	10
2	種市～高杉～中別所	11.99	2	29.46	4	41.45	6							10	10
3	弥生地区			12.81	3	12.81	3							10	10
4	大川～独狐～浜の町	15.15	3	54.66	10	69.81	13	2.44	1	2.15	1	4.59	2	10	10
5	清野袋～撫牛子～宮園	14.87	2	44.47	7	59.34	9	17.05	6	4.52	2	21.57	8	10	10
6	堅田～城北～代官町	14.16	2	53.08	9	67.24	11	11.49	4	3.10	2	14.59	6	10	10
地域工路除雪維持型	旧7 福村～早稲田～城東	18.44	3	49.05	7	67.49	10	17.81	5	8.62	2	26.43	7		
	旧10 新里～堀越～小比内	13.04	2	37.17	5	50.21	7	8.69	2	4.21	2	12.90	4		
	7 計	31.48	5	86.22	12	117.70	17	26.50	7	12.83	4	39.33	11	20	20
8	和田町～城西～茂森新町	8.31	2	38.94	5	47.25	7	3.80	1	4.02	2	7.82	3	10	10
9	駅前～富田～樹木	4.37	1	50.49	9	54.86	10	1.99	1	5.76	3	7.75	4	10	10
11	常盤坂～大開～桜ヶ丘	6.42	1	41.32	9	47.74	10	4.05	1			4.05	1	10	10
12	城南～山崎～狼森	6.59	1	44.12	8	50.71	9			2.39	2	2.39	2	10	10
13	清原～松原東～泉野	6.43	1	43.62	7	50.05	8	10.91	3	3.50	2	14.41	5	10	10
14	一野渡～小沢	16.74	2	28.08	5	44.82	7							10	10
15	堀越～小栗山～大沢	13.30	1	31.11	6	44.41	7							10	10
16	薬師堂～石川(一部)			14.08	2	14.08	2							10	10
地域工路除雪維持型	旧17 岩木地区(平野部) 岩木地区(山間部I)	18.82	3	65.35	7	84.17	10								
	旧18 岩木地区(平野部) 岩木地区(山間部I)	7.10	1	13.38	3	20.48	4								
	17 計	25.92	4	78.73	10	104.65	14							20	20
19	岩木地区(山間部II)			5.65	1	5.65	1							10	—
20	東目屋	5.39	1	18.19	4	23.58	5							10	10
委託計		204.43	31	732.47	119	936.90	150	78.23	24	38.27	18	116.50	42	200	190

※除雪6工区において、19.95km(主要幹線・幹線)-5.79km(貸付機械延長)=14.16km(除雪機械必要台数対象距離)としています。

※除雪9工区において、8.46km(主要幹線・幹線)-4.09km(貸付機械延長)=4.37km(除雪機械必要台数対象距離)としています。

※除雪19工区において、②準幹線・生活道路は、除雪ドーザ+大型ロータリの組み合わせとなります。

設計機械	①一般除雪機械	幹線道路	除雪グレーダ (グレード幅3.1m以上)、除雪ドーザ (11t)
		一般道路	除雪ドーザ (8t)
	②歩道除雪機械	幹線道路	小型ローラ (80PS以上、最大除雪幅220cm未満)
		一般道路	ハンドガーバ (8kw級以上)
	③拡幅除雪機械	幹線道路	除雪ドーザ (8t)、大型ローラ (130PS以上最大除雪幅220cm以上)
		一般道路	除雪ドーザ (8t)、小型ローラ (80PS以上、最大除雪幅220cm未満)
	④運搬排雪機械	幹線道路	除雪ドーザ (8t)、大型ローラ (130PS以上最大除雪幅220cm以上)、大型ダンプ (10t)
		一般道路	除雪ドーザ (8t)、小型ローラ (80PS以上、最大除雪幅220cm未満)、中型ダンプ (4t)
	⑤追従除雪機械	幹線道路	大型ローラ (130PS以上最大除雪幅220cm以上)
		一般道路	小型ローラ (80PS以上、最大除雪幅220cm未満)
	⑥作業指示工種機械	雪山処理	バックホ (0.28m ³)、タイヤショベル (8t)、タイヤショベル (5t)
		交差点排雪	大型 (10t)・中型 (4t)・小型 (2t) ダンプ
		小路路線	
工区内雪置き場管理		P. 25 (2)道路除雪業務(工区専用雪置き場) 参照	

(2) 道路除雪業務 (工区専用雪置き場)

- ① 本申請において、工区専用雪置き場管理用に使用する除雪機械の申請は不要とするが、使用時は、工区編成表を参照し適正な管理体制を整えること。

施設名	面積(m ²)	住所	雪置き場管理体制		管理工区
町田雪置き場(岩木川河川敷)	45,598.5	町田	ブルドーザ	1台	4
			除雪ドーザ	1台	
浜の町雪置き場	3,600.9	浜の町東2丁目	除雪ドーザ	1台	4
加藤川防災調整池	17,100.0	清野袋字岡部	ブルドーザ	1台	5
			除雪ドーザ	1台	
山崎堤雨水貯留施設	4,115.0	城南4丁目	大型ロータリ	1台	12
			除雪ドーザ	1台	
大清水雨水貯留施設	3,983.0	大清水4丁目	除雪ドーザ	1台	13
泉野第2雨水貯留施設	7,889.0	泉野4丁目	小型ロータリ	1台	13
泉野第3雨水貯留施設	3,036.0	泉野4丁目	小型ロータリ	1台	13
			除雪ドーザ	1台	
小比内雨水貯留施設	2,914.0	川先1丁目	小型ロータリ	1台	7
			除雪ドーザ	1台	
早稲田雨水貯留施設	4,442.0	早稲田4丁目	大型ロータリ	1台	7
			除雪ドーザ	1台	
扇町雨水貯留施設	1,800.0	扇町2丁目	大型ロータリ	1台	7
			除雪ドーザ	1台	
弘前市墓地公園	800.0	小沢字井沢	除雪ドーザ	1台	11
小沢運動場(清水地区農村公園)	1,500.0	小沢字御果笠見	除雪ドーザ	1台	11

※各施設の管理については、上記表の管理工区とするが、降雪状況によっては他工区からの雪の搬入もあります。

(3) 凍結抑制剤散布業務

①必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません

郊外		散布距離(km)	必要台数(台)	市街地		散布距離(km)	必要台数(台)
A地区	富栄～小友～十面沢	7.26	1	a地区	新寺町～城西	10.74	1
B地区	百沢～新法師	8.27	1	b地区	宮園～青山	9.57	1
C地区	賀田～愛宕	2.80	1	c地区	早稻田～境関	10.82	1
D地区	浜の町～神田	14.68	1	d地区	百石～桔梗野	7.25	1
E地区	五所～紙漉沢	2.86	1	e地区	桜ヶ丘～中野	4.60	1
F地区	悪戸～下湯口	7.19	1	f地区	和徳～城東	7.13	1
G地区	小沢～狼森～石川	11.73	1	g地区	大町～小比内	12.50	1
				h地区	土手町～取上～松原	8.60	1
散布距離 / 敷布車必要台数		54.79	7	散布距離 / 敷布車必要台数		71.21	8
クレーン装置付きトラック			1	クレーン装置付きトラック			1

※ 敷布機械は、郊外及び市街地併に、他地区と重複はできません

(4) 雪置き場管理業務

各雪置き場の必要台数は、令和元年度の実績より台数を設定しています

①必要台数は、申請上の最低必要台数です。上限について設定しておりません。

②使用機械は、他雪置き場管理業務及び、他業務と重複できません。

使用機械	単位	堀越	悪戸	樋の口町	備考
ブルドーザ(16t 級)	台	1	1	1	
除雪ドーザ(11t 級)	台	2	2	2	
ダンプトラック(2t 積)	台	1	1	1	消雪用
バックホウ(山積 0.8 m ³)	台	1	1	1	消雪用

5. 道路除雪共同企業体協定書（参考）

道路除雪共同企業体協定書（参考）

（目的）

第1条 当共同企業体は、道路除雪業務を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、道路除雪共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を弘前市大字に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。

ただし、1年を経過しても当企業体に係る業務委託の契約の履行後6箇月を経過するまでの間は、解散する事ができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長する事ができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託料）

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する業務の委託料については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれ分担業務の進捗をはかり、請負契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関はとし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務中に発生した共通の経費等については、分担業務の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することは出来ない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退する事ができない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　　社は、上記のとおり　　道路除雪共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書一通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

6. 提出書類一覧表

番号	提出書類	企業体申請			単独申請			
		道路除雪業務	凍結抑制剤散布業務	雪置き場管理業務	道路除雪業務	小路除排雪業務	運搬排雪車両貸借	凍結抑制剤散布業務
1	様式1-1 (共同企業体申請)	○	○	○				
	様式1-1 (単独申請)				○	○	○	○
2	様式1-2 共同企業体名簿	○	○	○				
3	様式1-3 道路除雪業務等実績調査(代表・構成員・単独)			○				○
4	様式2-1 道路除雪業務申請車両(作業機械)	○			○			
5	様式2-2 道路除雪業務申請車両(排雪運搬車両)	○			○			
6	様式2-3 小路除排雪業務申請車両	注			注	○		
7	様式2-4 運搬排雪車両貸借申請車両(中型)						○	
8	様式2-5 運搬排雪車両貸借申請車両(大型)						○	
9	様式2-6 凍結抑制剤散布業務申請車両		○					○
10	様式2-7 雪置き場管理業務申請車両			○				○
11	様式3-1 申請記載内容変更届	○	○	○	○	○	○	○
12	様式4-1 委任状	○	○	○				
13	道路除雪共同企業体協定書(参考)	○						
14	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○
15	納税証明書(市税) : 平成31年度分 (新規に申請を希望する方は、平成30・31年度分)	○	○	○	○	○	○	○
16	財務諸表類	○	○	○	○	○	○	○
17	登記簿謄本等	○	○	○	○	○	○	○
18	自動車検査証(写)	○	○	○	○	○	○	○
19	自動車保険証(写)	△	△	△	△	△	△	△
20	申請車両写真	○	○	○	○	○	○	○
21	運転免許書(写)	○			○	○	○	
22	委託調書					○	○	

番号6 ・除雪2・7・8工区については、P5及びP14を確認してください。

番号19 ・参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。

番号21 ・運転免許書(写)は、有償許可申請時の添付書類となります。

※ ただし、令和2年度弘前市競争入札参加名資格者簿に登録されている場合は、番号14・15・16・17の提出は省略できます。

※ 法人・個人ともに、令和2年弘前市競争入札参加資格名簿に登録されていない場合は、番号14・15・16・17の書類提出が必須となります。

(1) 除排雪機械の提出書類について

1) 道路除雪業務

共同企業体申請 及び 単独申請

※必要台数については、<P24>を参照してください。

提出書類	様式 2-1	<p>①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真</p> <p>・赤字については、<u>参加資格審査申請時において必須書類</u>となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。</p>
------	--------	--

提出書類	様式 2-2	<p>①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真 ④自動車運転免許書（写し）</p> <p>・赤字については、<u>参加資格審査申請時において必須書類</u>となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。</p>
------	--------	--

2) 小路除排雪業務

単独申請

※必要台数については、<P15>を参照してください。

提出書類	様式 2-3	<p>①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真 ④自動車運転免許書（写し）</p> <p>・赤字については、<u>参加資格審査申請時において必須書類</u>となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。</p>
------	--------	--

3) 凍結抑制剤散布業務

共同企業体申請 及び 単独申請

※必要台数については、<P26>を参照してください。

提出書類	様式 2-6	<p>①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真</p> <p>・赤字については、<u>参加資格審査申請時において必須書類</u>となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。</p>
------	--------	--

4) 雪置き場管理業務

共同企業体申請 及び 単独申請

※必要台数については、<P26>を参照してください。

提出書類	様式2-1	①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真 ・赤字については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。
------	-------	--

（2）排雪運搬車両の提出書類について

1) 排雪運搬車両賃貸借

提出書類	様式2-3	①自動車検査証（写し） ②自動車保険証（写し） ③申請車両の写真 ④自動車運転免許書（写し） ・赤字については、 <u>参加資格審査申請時において必須書類</u> となります。 ・自動車保険証（写し）については、参加資格審査申請時に未提出の場合には、契約相手方に決定後速やかに提出をお願いします。
------	-------	---

注 意

①有償許可申請（排雪運搬車両：小型・中型・大型）において、自動車運転免許証の添付が必要となります。

（排雪運搬車両に携わる全ての運転者の自動運転免許証を、申請車両毎に添付してください。）

例：

申請車両	運転者				
	車両1	運転者A	運転者B	運転者C	運転者D
車両2	運転者A	運転者B	運転者C	運転者D	
車両3	運転者A	運転者B	運転者C	運転者D	

1台の申請車両に対し、複数の運転者の自動車運転免許証（写し）を添付しても構いません。

複数の申請車両に対し、同じ運転者の自動車運転免許証（写し）を添付しても構いません。

②提出時の車検期間は審査対象としませんが、作業時に車検を取得していない車両は法令違反になりますので、契約相手方に決定した際は、必ず車検を取得してください。

(3) 納税証明書等の提出書類について

1) 国税の未納のない証明

各税務署で交付します

法人の場合	法人税と消費税及び地方消費税（様式その3の3又は、その3）
個人の場合	申告所得税と消費税及び地方消費税（様式その3の3又は、その3）

2) 市税の平成30・令和元年度分

当市で交付します

法人の場合	法人市民税と固定資産税
個人の場合	市県民税と固定資産税

※非課税の場合は、所得課税証明書

3) 財務諸表類

法人の場合	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は、直近2期分の貸借対照表・損益計算書の写し
個人の場合	平成30年・令和元年度の確定申告書・青色申告決算書又は、収支内訳書の写し

4) 登記簿謄本

各法務局で交付します

法人の場合	登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書
-------	----------------------

弘前市に住民登録がある方は、当市で交付します

個人の場合	令和元年度営業証明書
-------	------------

注 意

①令和2年度弘前市競争入札参加名簿に登録されている場合、上記1～4の提出は省略できます。

②法人・個人ともに、令和2年度弘前市競争入札参加名簿に登録されていない場合、申請時
上記1～4の提出は必須となります。